

令和元年度(平成30年度対象)

教育委員会の点検・評価報告書

令和2年 2 月
小松島市教育委員会

目 次

序	はじめに	-----	1
	1 趣旨		
	2 点検・評価の対象		
	3 点検・評価の方法		
	4 議会への提出，市民への公表の時期等		
第1章	小松島市教育委員会の概要		
	1 教育委員会の組織	-----	3
	2 教育委員会の会議の開催状況等	-----	3
	3 その他の活動	-----	4
第2章	令和元年度（平成30年度対象）点検・評価の結果		
	1 点検・評価結果	-----	6
	2 外部評価	-----	15
参考資料			
	教育委員会制度の概要	-----	24

序 はじめに

1 趣旨

市教育委員会では、「郷土に誇りを持ち、一人ひとりの人権を尊重する、創造性豊かで輝く人づくり」を基本目標とし、小松島市ならではの教育の振興に取り組んでいます。

平成19年6月に公布された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」（地方教育行政法）の一部が改正され、「教育委員会の責任体制の明確化」を目的として、同法第26条に「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等」が規定されました。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律《抜粋》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

この規定により、平成20年4月1日から、全ての教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられました。また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされました。

このため、市教育委員会では、法の趣旨にのっとり、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民の皆様への説明責任を果たすため、「教育委員会の点検・評価」を実施し、報告書にまとめました。

2 点検・評価の対象

点検・評価の対象として、市教育委員会会議の開催状況等のほか、教育に関する前年度の小松島市事務事業評価において、市教育委員会事務局が総合評価ランクⅠ（拡充する）と評価する主要な事業及び市議会において指定事業とされた事業を主な対象とします。

なお、平成23年度から平成28年度までを計画期間とした「小松島市教育振興計画」では、PDCAサイクルの3年目の年度に教育重点目標の推進プログラム（14項目）を対象として点検・評価を行いました。「小松島市教育振興計画（第2期）」（平成29年度～令和3年度）では、同じくPDCAサイクルの3年目の年度（令和元・3年度）に、教育重点目標の推進プログラム（16項目）を対象に実施します。

※PDCAサイクルとは、行動プロセスの枠組みの一つ。Plan（計画）、Do（実行）、C

heck（確認）、Action（行動）の4つで構成されている。

3 点検・評価の方法

教育行政の諸施策のうち、前述の点検・評価の対象とされた事業について点検・評価を行うが、評価については事業としての評価（5段階）と総合評価（3段階）を行い、事業の内容欄では、これまでの取組を明らかにしています。また、点検・評価の客観性を確保するため、外部有識者からのご意見、ご助言をいただきました。

4 議会への提出、市民への公表の時期等

- 議会への報告書の提出につきましては、原則毎年3月定例会議（報告）にて行います。
- 市民の皆様への公表は、原則毎年3月定例会議にて報告終了後、市ホームページ (<http://www.city.komatsushima.tokushima.jp/>)への掲載をはじめ、市役所本庁舎、教育委員会本庁舎の1階ロビーにて配布することで、ご自由に閲覧していただくことができます。

第1章 小松島市教育委員会の概要

1 教育委員会の組織

○教育委員会委員の就任状況（平成30年4月1日～平成31年3月31日）
平成31年3月31日現在

氏名	役職	異動状況
吉岡 誠 <small>よしおか まこと</small>	教育長	平成31年3月31日 教育長退任
森本 利雄 <small>もりもと としお</small>	教育長職務代理者	平成31年3月31日 教育長職務代理者退任
渡部 啓子 <small>わたなべ けいこ</small>	教育委員	
東根 米 <small>ひがしね よね</small>	教育委員	
真井 龍仁 <small>まな い りゆうじん</small>	教育委員	平成30年10月12日 委員再任

2 教育委員会の会議の開催状況等

毎月1回定例会を開催し、必要に応じて臨時会を開催

(1) 平成30年度の会議の開催状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
定例会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
臨時会				1								1	2
計	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1	1	2	14

(2) 平成30年度の議案等の付議状況

区分 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
議案	2	5	6	10	5	1	3	2	4	3	6	1	48
協議事項	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	12
報告事項	2	1	1	1	1	4	1	2	1	2	2	1	19
計	5	7	8	12	7	6	5	5	6	6	9	3	79

3 その他の活動

(1) 会議・研修会等

時 期	名 称	概 要
平成30年 4月	徳島県市町村教育委員会連 合会・徳島県市町村教育長 会合同理事会	県内市町村の教育委員会（8市15町 1村）で構成されている。（年1回開 催）
	徳島県・市町村教育委員会 教育行政連絡協議会	平成30年度徳島県教育委員会の重点 施策等の伝達の後・質疑を行う。（年1 回開催）
	四国地区市町村教育委員会 協議会（安芸市）	特色のある施策についての情報・意見 交換や研究協議を行うことにより教育 行政の一層の発展に資することを目的 として実施している。
11月	第1回小松島市総合教育会 議	全ての地方公共団体に総合教育会議を 設置。いじめの実態，学校での取り組 み，重大事態への対応等について協議 する。
	徳島県・市町村教育委員会 教育委員等研修会	代表教育長2名による実践発表・協議 の後，文部科学省からの行政説明等の 講義を受ける。
12月	第2回小松島市総合教育会 議	小学校再編に関する説明会の結果報告， 小学校再編基本計画等について協議す る。

(2) 行事等

時 期	名 称	概 要
平成30年 4月	小松島市教育委員会辞令交 付式	教育委員会への出・転入職員に対する 辞令交付式。
	第1学期小松島市幼稚園・ 小・中学校連合校・園長会	市教育基本方針の確認，第1学期に向 けた諸連絡等を実施する。
5月	小松島市人権教育振興協議 会総会	基本的人権を尊重する民主的な社会を 実現するために，市民総ぐるみで人権 教育に取り組み，人権問題の早期完全 解決を図る。
8月	小松島市教育問題シンポジ ウム	「子どもが輝くまちづくりを旨として ～豊かな心の育成～」のテーマのもと， 10回目となる教育シンポジウムを開 催する。
9月 ～10月	小松島市幼稚園・小学校運 動会	北小松島幼・小学校，小松島中学校， 小松島南中学校は5月に開催した。
10月	第2学期小松島市幼稚園・ 小・中学校連合校・園長会	第2学期に向けての園・学校運営にか かる諸連絡等を行う。

11月	小松島市教育文化功労者表彰式	○受賞者 個人31名、団体3団体を表彰
	小松島市PTA連合会懇談会	小学校、中学校のPTA会長との意見交換会を開催する。
平成31年1月	成人の日記念式典	○該当者男性195名、女性211名 ○参加者 313名
2月	平成30年度教育論文表彰式	○受賞者 市長賞(1)、市議会議長賞(1) 教育長賞(1) 教育研究所長賞(1) 入選(10)
3月	小松島市立学校卒業式	小学校11校、中学校2校

(3) 学校訪問等

時 期	名 称	概 要
平成30年7月	市教育委員会幼稚園訪問	幼稚園（小松島・立江・南小松島）を訪問する。
9月～ 11月	県・市教育委員会学校訪問	全小学校・中学校において授業参観及び教職員との面接を実施する。 (県教委担当管理主事2名)

(4) その他

時 期	名 称	概 要
平成30年7月	小松島市要保護児童対策地域協議会	平成30年度の活動計画等について協議の後、「児童相談の現状」についての講義を受ける。
	勇足小学校児童が立江小学校を訪問（北海道本別町）	平成5年姉妹校交流協定を締結。立江小学校の児童も参加し、「歓迎の夕べ」を開催した。
10月	小松島市子ども・子育て会議	就学前教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の施策と、ニーズ調査の実施について等を協議する。
平成31年2月	小松島市子ども・子育て会議	ニーズ調査の速報値の報告及び子ども・子育て支援事業計画案についてを協議する。

第2章 令和元年度（平成30年度対象）点検・評価の結果

1 点検・評価結果

○事業評価・・・5段階

- 5：予想を大きく上回る成果が得られた。
- 4：想定以上に成果が得られた。
- 3：想定どおりの成果が得られた。
- 2：成果は得られたが、改善の必要がある。
- 1：成果は得られず、見直しの必要がある。

重点目標1：家庭教育の充実と地域との連携・協働

施策	事業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. 家庭の教育力向上への支援	①基本的生活習慣の育成・啓発 ②家庭における読書活動推進 ③家庭教育に関する意識啓発の推進と情報の提供 ④各事業所への協力要請	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止	①各校において、食育リーダーや養護教諭を中心に、保護者への啓発活動に努めた。 ②「読書生活化プロジェクトIV」と連携し、読書活動の推進を図った。また、市立図書館では、ALT（英語指導助手）、ボランティアによる読み聞かせや、各種イベントを開催し、図書館に親しみを感じてもらうとともに、読書活動の推進に努めた。 ③各校において、家庭との連携を密にし、啓発活動に努めた。また、市教育シンポジウムを開催し、啓発に努めた。 ④子ども・子育て支援制度の充実を図り、情報発信に努め、家庭の教育力向上への理解を求めた。
2. 家庭・学校等・地域の協力体制	①地域の人々と関わる豊かな学びの推進 ②地域団体と連携した健全育成の充実	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止	①各小学校においては、町探検、地域住民と協力して行う学校行事、各中学校での職場体験の実施などを通して、地域での体験的な学びを推進した。 ②青少年健全育成センターにおいて、地域の団体と連携して健全育成事業の実施に努めた。

	<p>③ 幼児教育のセンター機能の充実</p> <p>④ 相談体制の充実</p> <p>⑤ 親育ち・子育ての場や機会の提供</p>		<p>③ 施設の開放や未就園児との交流等，各園で子育て支援活動の充実を図った。</p> <p>④ スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる相談活動や，「適応指導教室」，「青少年健全育成センター」の相談活動を実施してきた。</p> <p>⑤ オープンスクールを積極的に実施し，学校・PTAと協力して，各種講演会，研修会などの情報を提供した。また未就園児への園開放も実施し，保護者とのつながりが持てた。</p>
--	---	--	--

重点目標 2：就学前教育の充実

施 策	事 業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実	<p>① 教育・保育課程の策定と実施</p> <p>② 預かり保育の充実</p> <p>③ 各園・所での研修の充実</p>	3	<p>■ 継続</p> <p>□ 見直し</p> <p>□ 廃止</p>	<p>① 教育要領などの改訂に伴い，幼児の自発的な活動である遊びや園生活の中で，幼児期に育みたい資質・能力を明確化するなど，教育・保育課程の見直しを行った。</p> <p>② 保護者のニーズに応じた預かり保育の充実に努めた。</p> <p>③ 幼・保合同研修会を行い，保育内容や幼児理解などの研修や保育の質の向上に努めた。</p>
2. 各園・所及び関係機関の連携・協働	<p>① 各園・所の幼児の交流</p> <p>② 各園・所や小学校との連携の推進</p> <p>③ 各関係機関との連携</p>	3	<p>■ 継続</p> <p>□ 見直し</p> <p>□ 廃止</p>	<p>① 近隣の園・所と合同で地域の行事に参加したり，園外保育に出かけたりし，交流活動を進めた。</p> <p>② 指導要録に幼児の具体的な姿を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として明確化し，小学校と共有することにより幼小接続を推進した。</p> <p>③ 巡回相談などを行い，関係機関との連携を深めることで，幼児理解を深め，適切な支援ができるように努めた。</p>

重点目標3：「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

施 策	事 業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. 総意を結集した学校運営	①「生きる力」を育成する教育課程 ②学校の教育目標の徹底 ③学習指導体制の充実 ④各園・校，関係機関の連携による教育実践研究の推進 ⑤保護者・地域等との連携を生かした特色ある教育活動 ⑥保幼小，小中の円滑な接続	4	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止	①各校の実態に応じた知・徳・体バランスのとれた教育課程を編成し，教育活動を実践した。 ②学校評議員会や学校評価をもとに，学校長が学校教育目標を明確に設定し，目標設定面談などを通して，教職員に徹底した。 ③特別支援教育支援員の配置や学習支援ボランティアなどの支援体制の充実に取り組んだ。 ④各分野の教育実践研究については，各園・校各種教育研究団体，教育研究所などが連携し取り組み，研究成果の情報を共有した。 ⑤保護者・地域住民・企業との連携により，様々な体験活動を行い，学ぶ機会の充実を図った。 ⑥異校種間での連携を十分に図り，円滑な接続に務めた。
2. 確かな学力の育成	①各校での学力向上実行プランの推進 ②基礎的・基本的な知識・技能の定着 ③知識・技能を活用する力の育成 ④自ら学ぶ意欲・態度の育成 ⑤言語活動の充実	3	<input checked="" type="checkbox"/> 継続 <input type="checkbox"/> 見直し <input type="checkbox"/> 廃止	①児童・生徒の学習状況や，全国学力・学習状況調査，県ステップアップテストの結果分析などから，課題を明確にし，学力向上に向けた具体的な方策を示す「学力向上プラン」を作成した。 ②児童・生徒が各教科の基礎的・基本的な知識・技能を確実に習得しながら，既存の知識・技能と関連付けることにより，より深い学習となるよう指導方法を工夫して取り組んだ。 ③学習活動の中で身に付けた，知識・技能を総合して活用する場面を増やした。 ④各学校で学習の仕方などをまとめた資料を作成し，各家庭に配布し，家庭学習の充実を図った。 ⑤全ての学習活動の中で，言語で分かりやすく情報を整

				理したり、伝えたいことを的確な言語で表したりするなど、言語活動を豊かに展開した。
3. 豊かな人間性の基礎となる心の育成	<p>①道徳教育の推進</p> <p>②特別活動・生徒指導の充実</p> <p>③学校等における人権教育の推進</p> <p>④自然・社会体験活動による豊かな心の醸成</p> <p>⑤郷土を誇りに思う心の教育</p> <p>⑥いじめ・不登校防止の徹底</p>	3	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①体験活動を積極的に取り入れ、活動と道徳教育との融合を図った。</p> <p>②集団生活の中で自己の存在感を保ち、共感的な人間関係を築きながら、自己指導能力を高められるよう、指導・支援した。</p> <p>③教職員が研修などにより人権感覚を磨き、学校の全教育活動を通して、子どもの人権が尊重されるよう努めた。</p> <p>④植物の栽培や自然とかかわる活動をすることで、自然のすばらしさを知り、自然を大切にすることを育んだ。</p> <p>⑤地域と連携し、伝統文化への理解を深める教育活動を推進した。</p> <p>⑥「いじめ防止基本方針」のもと、全ての小・中学校で、積極的認知による、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組んだ。適応指導教室と学校との連携による相談業務の充実を図った。また、必要に応じて関係機関との連携を図り、いじめ・不登校についての対策の推進を図った。</p>
4. 健やかな体の育成	<p>①体力・運動能力、運動習慣の向上</p> <p>②健康教育の推進</p> <p>③薬物乱用防止教育の推進</p> <p>④食育の推進</p>	3	<p>■継続</p> <p>見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①各小中学校において、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を分析し、それをもとに体力・運動能力向上計画の作成や指導改善に取り組んだ。</p> <p>②各校の保健、学級活動の授業で、学年に応じた健康教育の充実に努めた。</p> <p>③全て小・中学校において、薬物乱用防止教室を実施し、喫煙防止も含めた指導を行った。</p> <p>④「生活習慣病予防」をテーマに学校給食カレンダーを作成し、幼小中学校に配布</p>

	⑤学校給食の充実			<p>するなど、食育の推進に努めた。</p> <p>⑤児童、生徒用の給食用食器を一斉に更新することにより、学校給食の充実に図った。</p>
5. 特別なニーズに対応した教育の推進	<p>①様々な教育的ニーズに応じた支援</p> <p>②相談支援体制の充実</p> <p>③教職員の専門性の向上</p> <p>④就学援助の実施</p>	4	<p>■継続</p> <p>見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①巡回相談員を活用した教育的ニーズの把握や特別支援学校・特別支援教育支援員・特別支援教育ボランティアなどとの連携によって、支援体制の充実に努めた。</p> <p>②学校でのスクールカウンセラー、「適応指導教室」、青少年健全育成センターによる相談活動を実施している。特別支援連携協議会を中心に、教育・医療・福祉・労働などの各分野関係機関との連携に努めた。連携ファイルの理解促進や作成を推奨した。</p> <p>③教育支援委員会では長期休業日中に検査方法についての研修会を、講師を招いて2日にわたって実施した。また、特別支援教育コーディネーターの研修会・情報交換会を行った。</p> <p>④就学援助を制度にのっとり実施した。中学校入学前の支度金を3月に支給した。</p>
6. 安全・安心教育の徹底	<p>①学校危機管理体制の強化</p> <p>②安全教育の徹底</p> <p>③通学路の安全確保</p>	4	<p>■継続</p> <p>見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①各学校で防災マニュアルの点検・見直しを行い、防災に関する授業や地震・津波・火災などを想定した避難訓練を実施した。また、ブロック塀や戸棚の固定なども含めた安全点検を行い、防災体制の充実に図った。</p> <p>②不審者への対応や交通安全、災害時に身を守る方法などについて、学級活動や講演・集会などを通して学び、安全教育の充実に図った。</p> <p>③通学路交通安全推進協議会を開催し、道路管理者(国県市)・警察・PTAによる旧坂野中学校校区の通学路合同安全点検を12か所実施し、通学路の整備と安全確</p>

	④地域と連携した安全の確保			保を図った。 ④スクールガードによる巡回活動や自主防災組織とともに防災訓練，講演会を実施するなどして，家庭や地域と連携して学校の安全確保を図った。
7. 21世紀を生き抜く力の育成	①環境教育の推進 ②グローバル化に対応した外国語教育の推進 ③情報教育の推進 ④キャリア教育の推進	4	■継続 見直し □廃止	①新学校版環境ISOの認証取得と児童・生徒が主体的に取り組みながら展開される環境教育の推進を図った。 ②小学校では令和2年度からの新学習指導要領完全実施を見据えて，本年度から3・4年生では週1時間，5・6年生では週2時間の外国語（英語）の授業を行うなど，外国語教育の推進に努めた。 ③全小学校へのタブレット端末導入によるICTを活用した授業の推進とプログラミング教育についての研修を行った。 ④小学校における職場見学，中学校における職場体験など地域や家庭と連携してキャリア教育を推進した。
8. 教育環境の整備・充実	①学校施設の安全・安心の確保対策及び教育環境の整備・充実 ②学校のエコ化の推進 ③学校のICT化の推進 ④学校再編計画の推進	3	■継続 見直し □廃止	①ブロック塀安全対策については，小松島・坂野・和田島小学校の工事を完了し，南小松島・千代小学校については工事の設計を終え工事発注を行った。また，普通教室の空調設備整備については，小松島中学校が完了し，市内10小学校では，工事の設計が完了した。 ②小松島南中学校はLED照明を導入済みであるが，今後も，それ以外の学校について，校舎や屋内運動場などにおいて，LED照明などへの切替えを推進する。 ③ICT化の推進については，小松島中学校区の小中学校において校務用コンピュータの更新を行うなど順次システム改修等に努めた。 ④市内11小学校区で夜間の説明会を開催し，保護者や

				<p>地域住民との意見交換会を行った。また、パブリックコメントの募集や地域団体向けの説明会も開催し、広く意見を求め「小松島市立学校再編基本計画」を策定した。</p> <p>⑤様々な課題に対応するため設置された各種検討会、委員会等においては、有識者やPTA関係者から意見を聴取した。</p>
	⑤教育委員会活動の推進			

重点目標４：生涯学習文化の創造

施策	事業	事業評価	総合評価	事業の内容
1. スポーツの振興	<p>①住民が主体的に参画する地域のスポーツ環境の整備</p> <p>②市民総スポーツ運動の推進</p> <p>③スポーツ指導者の育成と活用</p> <p>④体育・スポーツ団体の組織拡充</p> <p>⑤体育施設の整備と充実</p>	3	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①②総合型地域スポーツクラブで14種目の定期教室を開催し、多くの市民にスポーツに触れる機会を設けた。また、ファミリー健康体力測定会を行うなど、様々な年齢層で広く参加できるような事業を推進した。</p> <p>③スポーツ推進委員に県内外で行われた研修会に参加してもらい、地域でのスポーツ活動の普及や各競技団体の指導に当たり、資質向上を図った。</p> <p>④市体育協会と連携して、市体育大会の開催及び体育関係諸団体の組織及び活動の育成強化を行った。</p> <p>⑤市立体育館舞台後幕や非常用放送設備の取替えのほか、ハトがメインアリーナに侵入する鳥害が発生していたため、開口部にネットを張るなど安全対策を実施し、適切な維持管理に努めた。小学校体育館のバレーボール支柱の更新工事を行い、安全で快適なスポーツ環境を整えた。</p>
2. 人権教育の徹底	①家庭教育における人権教育の推進	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	①学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を推進・展開していくための基盤づくりに努めた。

	<p>②社会教育における人権教育の推進</p> <p>③企業職域における人権教育の推進</p> <p>④市民全体で取り組む人権教育・啓発の推進</p>			<p>②各公民館単位で役員の方々の協力を得ながら、地区懇談会等や公民館交流の充実と活性化を図ってきた。</p> <p>③企業・事業所内における人権問題講演会や研修に継続的に取り組み、推進・展開してきた。</p> <p>④各講演会・研修会参加者を対象に実施したアンケートによる市民のニーズや要望等を踏まえ、各種講演会や研修大会等を開催し、人権意識の高揚に努めた。</p>
3. 生涯学習環境の充実	<p>①具体的な生涯学習体制の確立</p> <p>②公民館活動の機能充実</p> <p>③図書館機能の充実</p>	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p> <p>□廃止</p>	<p>①本市の社会教育指導方針を策定し、各個人や社会教育団体、年代別に取組目標を定め、生涯学習体制を普及推進した。教育委員会主催のふるさと講座、高齢者教室などに、興味がわく身近なテーマを取り入れ、教育に対する意欲を高めた。</p> <p>②耐震基準を満たしていない施設の建て替えや廃止した他の用途施設の転用改修を行った。また、一部施設ではあるが、屋上避難施設を設け、防災機能を高めるなど改善を図った。施設維持管理のために、管理業務を委託する方式に切り替え、公民館長及び主事が社会教育普及に専念できる体制を整えた。</p> <p>③児童書・絵本、生活応援や情報本などジャンル別に展示した「新着本・話題本コーナー」を玄関ホールの一隅に設置し、工夫した運営を実施した。また、絵本や英語の読み聞かせなど読書関連サークルの定期的な活動によって読書意欲を高めたり、県内公共図書館と連携し、図書相互貸出しを行い、利便性向上につなげた。</p>
4. 芸術文化の振興と文化財の継承	①市民文化と芸術の振興	4	<p>■継続</p> <p>□見直し</p>	①中央会館を舞台として春、秋の市民講座や夏期文化講座などを実施し、文化意識

	<p>②文化財・伝統の継承</p> <p>③学校における芸術文化活動の推進</p> <p>④文化財・伝統文化を活用した地域振興</p> <p>⑤自発的文化活動の醸成と人材の育成</p>	<p>□廃止</p>	<p>の高揚に努めた。また、各文化芸術団体が文化活動、サークル活動を定期的に行い、その成果を発表する場となる芸術祭を開催し、活動の活発化を促した。</p> <p>②日峯大神子広域公園（脇谷地区）の整備に伴い、同整備区域内にある「小松島市営グランド遺跡」の試掘調査を行った。また、暴風等の被害の影響を受ける県・市指定天然記念物（樹木）は、樹木医による生育状況を診断し、枯れ枝をせん定するなど安全対策を実施した。</p> <p>③9回目になる「与謝野鉄幹・晶子文芸賞」の短歌作品を市内外の小・中学校、高校、一般に募集し、文化事業の啓発に努めた。</p> <p>④県南4市町合同企画展「長国の埋蔵文化財」の5周年を記念して、県外講師を招請してのシンポジウムを開催した。阿波遍路道の魅力を発信するため、約8kmの道のりで史跡巡りをする「へんろ道ウォーキング」を実施した。</p> <p>⑤伝統行事の実施状況などを調査し、地域承継者の発掘などを模索したが、人口減少、高齢化により、ほとんど進展が見られなかった。</p>
--	--	------------	--

2 外部評価

点検及び評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する者から、次のとおり点検及び評価に関しての意見を聴取しました。

◆ 【意見聴取対象者】

元北小松島小学校長	木村 哲也
元芝田小学校長	梅山 真澄
徳島文理大学就職支援部課長	井内 孝明

◆ 【意見聴取年月日】

令和2年1月14日（火）及び1月27日（月）

（1）全般的な意見

小松島市においては、平成29年3月に策定した「小松島市教育振興計画（第2期）」の推進プログラムにより具体的な事業を推進してきた。本年度は「小松島市教育振興計画（第2期）」の推進体制【立案（Plan）→実施（Do）→評価（Check）→改善（Action）サイクル】における評価・改善の年度に当たり、推進プログラム16項目の点検・評価を行った。各推進プログラムに対する意見等は後述のとおりである。

近年、社会はグローバル化等情報化・少子高齢化等々が急速に進み、子どもたちが、社会の変化に主体的に対応できる「生きる力」を身に付けるための教育の推進がますます重要となっている。本市においては家庭、園・学校、地域、関係機関・行政等が連携を図りながら教育が推進されているが、今後は連携を一層強化していかなければならない。

さて、本市教育の現状を見ると、園児が減少している幼稚園では、質の高い保育を目指した取組が行われている。子どもたちが「確かな学力」を身に付けるため、日々の教育実践に取り組んでいる小学校・中学校においては、小学校の中学年から「外国語活動」に取り組み、併せて「プログラミング教育」「特別の教科 道徳」等が新たに導入されている。また、「障害者差別解消法」「部落差別解消推進法」等が施行される中、「特別支援教育」「人権教育」の更なる充実や「東南海地震」等の発災に備えて「防災教育」を着実に進めていかなければならない。教職員の働き方改革が大きな問題となる中、教育委員会には、今後も幼稚園や学校現場の声に耳を傾けながら、園・学校の様々な教育実践を支援することが求められている。

生涯学習においては、社会教育を柱に生涯学習推進体制を強固なものとし、好評を得ている各講座や市立図書館の活用、芸術文化の振興・文化財の継承・スポーツ振興等に関して、市民の多様なニーズに応える取組をお願いするものである。

結びとして、今後も、教育委員会内の各推進部局が実施した評価や事業内容の点検をもとに、「小松島市教育振興計画（第2期）」に示された教育施策が着実に推進されることを期待するものである。

（2）重点目標に対する意見

重点目標1：家庭教育の充実と地域との連携・協働

【 1 家庭の教育力向上への支援 】

家庭は、子どもたちの健やかな育ちの場であり、人格の形成において最も重要な役割と責任を持つ教育の場である。しかし、核家族化や地域における人間関係の希薄化に伴い、保護者が子どもの教育や子育てを学んだり共有したりする機会が少なくなり、子育てに対する孤独感や不安感を持つ保護者が増えている。

こうした状況に鑑み、子育てを個々の家庭の問題として捉えるのではなく、社会全体の問題として捉え、家庭・学校・地域・行政が一体となって家庭教育・子育てを支援していく必要がある。

本市の保育所・幼稚園を含めた教育現場においては、家庭の教育機能の重要性を踏まえ、次のことに取り組んでいる。①栄養教諭や養護教諭を中心とした「早寝・早起き・朝ごはん」運動の啓発・促進。②市立図書館での読み聞かせなどを通じた「読書活動」の推進。③各事業所にワークライフバランスの実現に向けた取組の推進を行い、家庭における教育力の向上を目指す。これらの取組を通して、子どもの生き方にかかる指導を重要課題として推進している。

また、市民を対象とした教育問題シンポジウムや人権教育研修の開催、家庭教育のパンフレットの作成・配布等、学校・行政からの積極的な各家庭への働きかけを粘り強く継続していくべきだと考えている。

【 2 家庭・学校等・地域の協力体制 】

未来を担う子どもたちの健やかな成長には、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚し、三者が互いをよく知り、協力して子どもにかかわって教育に取り組む体制づくりが必要である。

地域の特性を生かした体験活動を通して、地域の人と人とのかかわりの中で、子どもが豊かな学びを獲得する。地域活動を通して子どもを育てる地域社会の教育力の向上及び活性化を図ることが望まれる。

保護者や地域のニーズに応じた子育て相談、放課後の子どもの居場所づくりなど、家庭教育を支援する体制づくりに努め、保護者や地域が積極的に子どもにかかわる場を持つことも子どもの成長には重要である。

また、いじめや不登校といった課題への対策として、学校と家庭・地域との連携を基盤にして、青少年健全育成センターや適応指導教室などの相談機関、スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーとの連携や有効活用が不可欠であると考えている。

重点目標 2：就学前教育の充実

【 1 幼稚園・保育所・認定こども園における教育の充実 】

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の3法令が同時に改訂され、幼稚園、保育所、認定こども園に共通する「幼児教育のあり方」を明確するとともに、乳幼児期からの発達と学びの連続性、そして「小学校教育との接続のあり方」が明示された。本市では、教育要領等の改訂にともない、認定こども園の教育・保育課程の見直しを幼稚園教諭と保育士で行ったり、幼・保合同研修会を開催したりするなど、これからの本市の就学前教育について、幼稚園と保育所の職員がともに学び、

考えていこうと努めている。幼児教育・保育の無償化に向けて、保育の量の拡充だけでなく、質の向上が求められており、保護者や地域社会のニーズも踏まえながら、各園・所での教育・保育が更に充実していくことが重要であると考えます。

【 2 各園・所及び関係機関の連携・協働 】

幼児が心身ともに調和のとれた発達をするためには、遊びや生活の中で様々な環境とかわり、発達の様々な側面にかかわる多様な経験を重ねることが必要である。豊かな体験を通して「知識及び技能の基礎」「思考力、判断力、表現力等の基礎」「学びに向かう力、人間性等」の資質・能力が育まれていく。本市では、少子化が進み、園児数の減少が著しい現状であるが、他の園・所や地域との交流活動を行い、高齢者をはじめ、異年齢の子どもや働く人など、自分の生活と関係の深い人と触れ合ったり、交流したりすることで、幼児は、人とかわかることの楽しさや人の役に立つ喜びを味わうことなど経験をすることができている。

教育要領等の改訂にともない、幼児教育において育まれた資質・能力を「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として具体化し、指導要録に明記することで小学校と共有し、子どもの発達と学びの連続性を確保するよう努めてきた。また、幼児教育の基本である幼児理解を深めるため、巡回相談などを利用し、一人一人の幼児の思いに寄り添い、発達の特性に応じた適切な支援を行えるよう、関係機関との連携を図っている。

今後も市内の幼稚園・保育所・認定こども園のどの施設においても、質の高い教育・保育が受けられるよう、また小学校教育との円滑な接続を図るための交流や研修が推進されることを期待する。

重点目標3：「生きる力」をはぐくむ学校教育の推進

【 1 総意を結集した学校運営 】

各校においては、次代を担う子どもたちが、社会の変化に主体的・創造的に対応できる「生きる力」を身につけるため、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」をバランスよく育むための特色のある教育課程を編成し、家庭や地域と連携し、子どもたちの教育に取り組んでいる。

また、各校においては、教育活動の自己評価及び学校関係者評価の実施や公表も進み、学校評議員会や学校評価の取組は全体として定着してきている。さらには、学校評価を生かした教育目標の策定も進んでいる。教育目標達成に向けては、管理職のリーダーシップによる、適正な管理・運営・指導体制のもと、チーム学校としての合理的・能率的な運営が期待される。

【 2 確かな学力の育成 】

本県においては、子どもの確かな学力向上を目指し、「学力向上実行プラン」「読書の生活化プロジェクトV」「言語活動の充実に向けた指導方法の工夫改善」等の取組を推進している。

本市においても、全国学力・学習状況調査結果等から自校の課題を把握・分析し、その

課題解決に向けて、全教職員が組織的・協働的に取り組んでいる。また、市内の各種研究会においても、確かな学力の育成を図るための研究や実践が重ねられている。

しかし、近年子どもたちを取り巻く環境は大きく変化し、科学技術の飛躍的な進歩に伴い、Society5.0時代の到来により、雇用や労働の質も大きく変わろうとしている。このようななか、学校教育においては、子どもたちが様々な変化に積極的に向き合い、他者と協働して課題を解決していくことや、様々な情報を活用し新たな価値を生み出す豊かな創造性などが求められている。

次期学習指導要領においても、知識の理解の質を高め、資質・能力を育む「主体的・対話的で深い学び」を実現するためには、「アクティブ・ラーニング」を共有すべき視点として、授業改善に向けた取組を活性化していくことが重要であるとされている。また、教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくるなど、カリキュラムマネジメントを確立し、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る必要があるとされている。今後は実際の社会や生活で生きて働く知識や技能の獲得だけでなく、未知の状況にも対応できる、思考力・判断力・表現力、そして、学んだことを人生や社会に生かそうとする学びに向かう力や人間性など、これらの力をバランスよく育てていくことがさらに重要となってくると考えられる。

【 3 豊かな人間性の基礎となる心の育成 】

「生命を大切にする心」や「他人を思いやる心」、「郷土の伝統や文化を大切にする心」など、豊かな人間性を育てることが道徳教育に求められている。

社会環境の変化を背景に、子どもたちには様々な体験の不足が生じ、自己肯定感や豊かな感性を育てるため、発達段階に応じた意義のある体験活動の機会を設けることが重要となっている。

各校では、道徳の時間を要として、教育活動全体を通じて行う道徳の年間計画が策定されている。また、道徳の教科化に向けた授業改善が行われているが、道徳の時間と様々な体験活動や地域の人材を活用した学習が結びついた道徳教育の充実を期待する。

いじめ防止に対しては、全校において「いじめ防止対策基本方針」を見直し、校内指導体制の整備をはじめ、積極的認知による、未然防止、早期対応のための体制づくりが進んでいる。また、適応指導教室「はなみずき学級」の活動やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年健全育成センター、児童相談所、家庭相談員などの様々な関係機関が連携して支援活動が推進されている。

近年、子どもたちを取り巻く社会や家庭環境は、複雑化、多様化しており、学校から地域や保護者、関係諸機関への情報発信はもとより、緻密な連携体制づくりが重要である。

【 4 健やかな体の育成 】

子どもたちの体力・運動能力については、長期的な低下傾向が続いており、運動をする子としない子という二極化の傾向も顕著になっている。「心身ともに健康な国民の育成」という観点からも子どもたちの体力・運動能力の向上に取り組む必要がある。本市でも「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」の結果を活用した体力向上プランの作成やそれに基づいた実践を各校で行っている。具体的には運動習慣の確立や質の高い体育科の授業の実

施を進めていただきたい。また保護者・地域との連携を図りながら健康管理など健康教育を推進することで子どもたちの体力・運動能力の向上を図っていただきたい。

近年、偏った栄養摂取、朝食の欠食など食生活の乱れや肥満・痩身傾向など、子どもたちの健康を取り巻く環境が深刻化している。また、食を通じて、地域等を理解することや、食文化の継承を図ること、自然の恵みや勤労の大切さなどを理解することも重要である。このようなことから、成長期に必要な栄養バランスを考慮した献立で調理された給食を、児童生徒が残さず食べられるような工夫をするとともに、学校給食を通じて、地域、家庭とも連携をとり食育の充実を図り、生涯にわたって健やかに生き抜く力を育成する教育に努めていただきたい。

【 5 特別なニーズに対応した教育の推進 】

近年、子ども一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな支援がますます求められている。さらに、平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行を受けて学校においてはインクルーシブ教育システムの構築や合理的配慮の提供などが急務となっている。

本市においては、小松島市特別支援連携協議会を通じて、保育所、幼稚園、小・中・高校の担当者が各関係機関と連携を図りながら、一人一人の多様な教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を推進している。また、連携ファイル「絆」（きずな）を有効に活用した支援・相談活動を行っている。

各校では校長のリーダーシップのもと、特別支援教育コーディネーターの指名、個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成、教員の資質向上、教員以外の専門スタッフの活用など校内委員会を中心とした全教職員による支援体制の確立に努めている。

また、みなと高等学園・ひのみね支援学校など県立支援学校のセンター機能を活用し、多様な研修を実施することにより教職員の資質向上に成果を上げている。これからますます多様化していくことが予想される子どもや保護者のニーズに対応できる支援体制の充実が求められる。

【 6 安全・安心教育の徹底 】

近年多発している子どもが被害者となる事件・事故や、予測の難しい自然災害などに対する危機管理体制の整備、強化が必要となっている。本市では各校で学校防災管理マニュアルを作成しており、定期的に更新も行っている。学校防災管理マニュアルに従い、警察署・消防署などの関係機関の協力を得て、避難訓練、防犯訓練、救急救命訓練などを適宜実施し、緊急事態への対応に備えている。今後も、教職員の危機管理に対する共通理解を深める研修などを継続して行い、子どもが事故や事件の被害に遭わないよう、危機回避能力を育成するとともに、危機管理体制の強化を図っていただきたい。

通学路での交通事故・不審者等の安全対策は、主に小学校区の交通安全指導員をはじめ、家庭や地域の学校安全ボランティア（スクールガード）の協力を得て、巡回指導や街頭指導が行われている。

また、平成30年度には平成28年3月に策定された「小松島市通学路交通安全プログラム」により、旧坂野中学校区における通学路についての検討がなされた。対象となる各

校より抽出された危険箇所について、通学路安全対策協議会で点検・協議し、通学路の整備が行われた。今後も子どもの安全確保のため、取組を継続していただきたい。

【 7 21世紀を生き抜く力の育成 】

学校教育には、グローバル化や情報化、少子高齢化、環境問題など、様々な社会環境の変化に適応する「生きる力」を育成することが求められている。

各校では、基礎的・基本的な知識・技能の習得に加え、思考力・判断力・表現力などの育成や、学習意欲の向上、望ましい人間関係を構築する力などを重視した取組がなされている。

環境教育は、新学校版環境ISO認定校の取組をはじめ、地域の清掃作業など体験的・実践的な環境学習に取り組んでいる。今後さらに、新学校版環境ISOの認証に向けた取得が望まれる。

外国語教育では、ALT3人体制で小学校の外国語教育に取り組んでいる。子どもが外国の文化や生きた英語に触れる機会を持つことができ、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成にもつながっている。また小学校では令和2年度からの新学習指導要領完全実施を見据えて、本年度から3・4年生で週1時間、5・6年生で週2時間の外国語（英語）の授業を行うなど、外国語教育の推進に努めた。

情報教育に関しては、小学校におけるタブレット端末の活用が進み、子どもの学習意欲の高まりや分かる授業が展開されている。今後も、端末数を増やすことや、校内無線LANの安定性向上など環境面を整えることが重要である。また同時にプログラミング学習や学力の向上に向けてタブレットの活用法等の研修を充実させ、幅広い授業での活用を期待したい。

キャリア教育については、地域の協力を得ながら、自己の生き方を考える職場見学、職場体験活動や職業人の出前授業など、各校の地域の特性を生かした体験活動の取組が展開されている。こうした学習活動が、子どもの生きて働く力となることを期待している。

【 8 教育環境の整備・充実 】

児童・生徒の安全対策であるブロック塀の安全対策や熱中症対策である普通教室の空調設備設置については、一部完成しているが、早期の完成を望むものである。近い将来、南海トラフ巨大地震の発生が危惧される中、校舎や体育館の壁・天井などの非構造部材の耐震強化も図っていく必要があるため、今後も取組を継続していただきたい。また、小学校の再編においては、再編を機に、小学校施設の更なる充実とよりよい教育環境の整備に向けた協議が行われることを期待している。

エコ化の推進においては、LED照明への切替えなど、諸施設のエコ化の推進に一層努めていただきたい。

ICT化の推進では、小松島中学校区の小中学校において、校務用コンピュータの更新を行うなどシステム改修に努めた。システム改修を計画的に進めながら、教員が情報手段を適切に活用し、児童生徒の情報活用能力の更なる育成を図るための研修等に積極的に取り組んでいただきたい。

重点目標４：生涯学習文化の創造

【１ スポーツの振興】

誰でも気軽に参加できる総合型地域スポーツクラブ「みなと小松島スポーツクラブ」は、２００８年から２年間の設立準備期間を経て、２０１０年に正式発足して以来９年目を迎えている。スポーツを愛好する人々の自発的・自主的な団体であり、規約など一定の規範の下にスポーツ活動を行うとともに、会員相互の親睦を深める社会的団体である。２０１４年１０月８日には、ＮＰＯ法人に設立認証され、クラブ運営に安定度が増してきた感がある。スポーツ種目や会員数も着実に伸ばしてきており、仲間、施設、活動プログラム、指導者などが一体となって定期的・継続的に活動することは、地域住民にとって日常生活の中で様々なスポーツ活動に親しむことのできる魅力あるスポーツクラブに映っているものと思われ、今後もその充実が期待される。特に、スポーツが健康増進や健康寿命を延ばす役割にも注目されており、そうしたニーズに対して受皿となるスポーツクラブへの活動支援は、引き続き行っていく必要がある。

各種スポーツ団体については、市内の公共スポーツ施設を中心に、日々の練習や年間を通じた試合を行うなど活発な活動を続けていることは十分承知している。こうした各団体と地域をつなぐスポーツ推進委員の活動や、各団体を束ねる「小松島市体育協会」との連携は、スポーツ施策を展開するうえで重要である。研修会への参加機会や組織の強化につながるバックアップをしていく必要がある。

本市の公共スポーツ施設全般について、施設や設備の老朽化が否めない状況になっている。安全で安心な利用に資するために、日々の点検や更新計画を立てて適切な維持管理を行っていく必要がある。中学校再編によって余剰となった立江中学校、坂野中学校の運動場や体育館を社会体育に活用するなどスポーツの場を拡充することはもとより、勝浦川運動広場のように利用のなくなった施設については廃止を含めて適宜見直しを図るべきである。将来的には、施設利用者に対するサービスの拡大や様々なスポーツに対応できるよう管理運営の質向上を目的に、指定管理者制度の導入など民間事業者のノウハウの活用を検討すべきである。

【２ 人権教育の徹底】

本市における人権教育は、国及び県の「人権教育・啓発に関する基本計画」や「小松島市人権教育・啓発に関する基本計画」「小松島市第６次総合計画」等に基づき、市内の企業・職域をも含めた幅広い活動が展開されている。また、平成２８年１２月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律」の理念にのっとり、市民全体に対して法律の周知徹底を図りつつ、解消に向けた取組を進め、これまで行ってきた部落差別解消の取組を継続しながら、深化徹底に努めていただきたい。

各教育現場における人権教育の取組については、上記法令や「徳島県人権教育推進方針」に基づき、校区・地域の実態に応じた人権教育年間指導計画を作成し、学校の教育活動全般を通じて地域の特性を生かした具体的な人権教育の取組が行われている。児童生徒を取り巻く職員や地域の方々とも連携した実践活動を推進し、確かな人権意識・感覚を身に付けるための伝統的かつ継続的に行われている学習活動も見られる。

本市における市人権教育研究大会は、保・こども園・幼・小・中・高校の教育関係者が

一堂に会して行う研修の場であり、差別の現実から深く学び、全ての人の人権が尊重される社会を実現する教育を確立するために、この研究成果がより効果的に各校の現場で活用されることを期待している。

社会教育における人権教育の推進については、各公民館単位での地区懇談会や公民館交流学习をはじめ、企業・事業所での自主的な人権問題研修の開催、市人権教育学級（年5回）や各種研修大会への参加など、地道ではあるが効果的な活動が継続されている。

人権教育の啓発・推進には、人権のまちづくり子ども会、進路保障協議会、識字学級生と児童生徒との交流学习の取組など、地域社会と学校が連携して豊かな人権文化の創造を目指した活動が継続して展開されている。よって、適切な予算措置をし、今後も充実した人権教育の推進に努めていくことが大切である。

【 3 生涯学習環境の充実 】

生涯学習推進体制の確立には、家庭教育や学校教育、人権教育、スポーツや文化の振興、あらゆる世代に対する社会教育などを通して、一体的に取り組んでいくことが求められている。そのためには、生涯を通じて、それぞれの年代や生活に応じて、学びたいときに学べる学習環境の充実、身近な場所でスポーツを楽しめる環境づくりは非常に重要である。

「小松島のふるさと講座」や「高齢者教室」は、気軽に参加することができ、その中で習得したことを実際の社会生活に応用したり、新たな学習への取組意欲を高めたりするなど多くの市民から好評を得ている。今後もこの成果を踏まえて幅広く学習環境が提供できるよう展開していくことが重要である。

公民館は、地域で最も身近に社会教育や地域行事の実施、憩いの場など幅広い用途が想定できる施設である。本市において、公民館を地域の生涯学習の中心的拠点施設として、維持管理や機能充実する施策を取っていることは大いに評価できる。一方で、安全安心な利用に供するためには、老朽化等による施設の改修や耐震補強については急務である。櫛淵公民館や北小松島公民館、和田島公民館が相次いで新築や移転、機能改善のための大規模改修を行い、供用開始となったことは着実な成果であるといえる。残りの耐震基準を満たしていない施設についても早急な対応が必要である。

比較的小規模な市立図書館であるが、来館者の利便性や図書貸出数の増加を目指して、展示本コーナーを設けるなど創意工夫した図書館運営が見受けられる。限られた蔵書や図書購入費の中で、生涯学習施設としての役割を果たしていくために、どのような図書館像を目指していくのかが、大きなテーマである。

【 4 芸術文化の振興と文化財の継承 】

芸術文化については、市民が健康で文化的な社会生活を送るうえで、心の豊かさや感性を高め、充実した日々を過ごすためになくしてはならないものである。本市では、中央会館を中心に様々な文化団体、芸術団体が作品展示や講習会、教室など活発な活動を続け、豊かな創造性や意識の高揚につなげていることには、感謝の念に堪えないものである。こうした各種団体が参画して結成した「小松島市文化協会」はジャンルを超えて交流を深め、芸術文化の集大成である本市の芸術祭にも大きな役割を果たしており、同協会に対する本市の支援体制が今後とも重要である。

文化財については、徐々にではあるが歴史的、学術的、文化的な価値を認められ、国や県・市の指定を受けて後世に引き継いでいくべきものが増えつつある。しかし、埋蔵物については本市全域において未調査地域が多くあり、今後の遺跡調査の動向に期待したい。徳島県遺跡地図に登録されている「小松島市営グランド遺跡」については、日峯大神子広域公園（脇谷地区）の整備工事の進捗に併せ、試掘調査を実施し、多くの遺物等が見つかったと聞いている。必要に応じて発掘調査を行うなど遺跡の全容を解明し、記録保存や継承できるように取り組んでいただきたい。

「与謝野鉄幹・晶子文芸賞」による短歌募集は、児童生徒が文化的学習に触れる機会づくりには、最も適したものの一つであるといえる。今後も継続的に取り組み、多くの参加を期待するところである。

県南4市町の合同企画展「長国の埋蔵文化財」も5周年を迎え、各会場の展示・講演には、県内外から多くの人々が訪れ、長国という古い文化生活圏が存在したという認識は定着しつつある。ミリカホールで実施した県外大学教授による講演やシンポジウムでは、大勢の人が参加し、熱心に聞き入る姿はその関心の高さが伺えるものである。地域に根ざした文化財や歴史については、地域住民にとっては身近に感じられる学習教材であり、今後もそうした資源を活用し、地域おこしの一助とすることは有意義であると思われる。

伝統行事に限らず文化活動を発展させるためには、指導的役割を担う人の存在は重要である。昨今の少子高齢化に伴い年々困難が予想されるが、その人材の発掘や育成への取組は重要な課題である。

教育委員会制度の概要

※平成30年4月1日現在

- 教育委員会は、地域の学校教育，社会教育，文化，スポーツ等に関する事務を担当する機関として、全ての都道府県及び市町村等に設置。
- 首長から独立した行政委員会としての位置付け。
- 教育委員会は、教育行政における重要事項や基本方針を決定し、それに基づいて教育長が具体の事務を執行。
- 月1～2回の定例会のほか、臨時会や非公式の協議会を開催。
- 教育長は、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は3年で、再任可。
- 教育委員は、人格が高潔で、教育、学術及び文化に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が議会の同意を得て任命。任期は4年で、再任可。

《教育委員会の組織のイメージ》

